

## 議案第2号

あきる野市組織条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

### 提案理由

行政事務の一層の効率化を図るため、規定を整備する必要がある。

あきる野市組織条例等の一部を改正する条例

(あきる野市組織条例の一部改正)

第1条 あきる野市組織条例(平成7年あきる野市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の表及び第2条の表子ども家庭部の項中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改める。

(あきる野市議会委員会条例の一部改正)

第2条 あきる野市議会委員会条例(平成7年あきる野市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「子ども家庭部」を「こども家庭部」に改める。

(旧秋川高校周辺地区土地利用検討委員会設置条例の一部改正)

第3条 旧秋川高校周辺地区土地利用検討委員会設置条例(平成20年あきる野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条中「都市整備部都市計画課」を「都市整備部都市政策課」に改める。

(あきる野市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 あきる野市子ども・子育て会議条例(平成25年あきる野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども家庭部子ども政策課」を「こども家庭部こども政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。